記入例

R6.4

別記様式第一（第三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

# 計画書

年　　月　　日

一般財団法人　長崎県住宅・建築総合センター　理事長　様

提出者が法人の場合は名称・代表者名を記載ください。

提出者の住所又は主たる事務所の所在地　長崎県長崎市尾上町〇－〇

提出者の氏名又は名称　建築　エネ夫

代表者の氏名

構造・規模に応じた建築士名を記載ください。

設計者氏名　設計　太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第１項（同法第 14 条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

| 受付欄 | 適合判定通知書番号欄 | 決裁欄 |
|---|---|---|
| 年　月　日 | 年　月　日 | |
| 第　号 | 第　号 | |
| 係員氏名 | 係員氏名 | |

建築主が２者以上の場合は【1.建築主】は代表となるものを記入し、他の建築主は別紙に記入して添えてください。

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【１．建築主】
【イ．氏名のフリガナ】ｹﾝﾁｸ　ｴﾈｵ
【ロ．氏名】　建築　エネ夫
【ハ．郵便番号】　850-0058
【ニ．住所】　長崎県長崎市尾上町〇－〇
【ホ．電話番号】　095-000-0000

【２．代理者】
申請代理者は建築士又は行政書士を記載ください
【イ．氏名】　設計　太郎
【ロ．勤務先】　〇〇設計事務所
【ハ．郵便番号】　850-0035
【ニ．住所】　長崎県長崎市元船町〇－〇
【ホ．電話番号】　095-000-0000

【３．設計者】
構造・規模に応じた建築士名を記載ください。
（代表となる設計者）
【イ．資格】　（　二級　）建築士　（長崎県知事）登録第　0000　号
【ロ．氏名】　設計　太郎
【ハ．建築士事務所名】（一級）建築士事務所（長崎県）知事登録第　00-00000　号
〇〇設計事務所
【ニ．郵便番号】　850-0035
【ホ．所在地】　長崎県長崎市元船町〇－〇
【ヘ．電話番号　】095-000-0000
【ト．作成した設計図書】　申請図書一式

（その他の設計者）
【イ．資格】　（　）建築士　（　）登録第　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号

【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】　（　）建築士　（　）登録第　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号

【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】　　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号

【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【４．確認の申請】
☑申請済（（一財）長崎県住宅・建築総合センター　・長崎県長崎市　）
□未申請（　　）

【５．備考】
〇〇邸新築工事

物件名を記載ください。

申請済/未申請いずれの場合も申請先/申請予定先の名称とその所在地を市町村レベルで記載ください。
未申請でそのあとに申請した場合は、その旨を弊社へ連絡してください。
その旨の書面などの提出は不要です。

確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合させます

（第三面）

# 建築物エネルギー消費性能確保計画

［建築物に関する事項］

| | |
|---|---|
| 【１．地名地番】 | 長崎県諫早市〇〇町1-2 |
| 【２．敷地面積】 | 200.13 ㎡ |
| 【３．建築面積】 | 82.81 ㎡ |
| 【４．延べ面積】 | 135.80 ㎡ |
| 【５．建築物の階数】 | （地上） 2 階 （地下） 0 階 |
| 【６．建築物の用途】 | □非住宅建築物 ☑一戸建ての住宅 □共同住宅等 □複合建築物 |
| 【７．工事種別】 | ☑新築 □増築 □改築 |
| 【８．構造】 | 木 造 一部 造 |
| 【９．該当する地域の区分】 | 7 地域 |
| 【10．工事着手予定年月日】 | 令和 7 年 6 月 1 日 |
| 【11．工事完了予定年月日】 | 令和 7 年 10 月 1 日 |
| 【12．備考】 | |

【6 地域】佐世保市・松浦市・対馬市・雲仙市(旧小浜町に限る)・東彼杵町・川棚町・波佐見町・佐々町
【7 地域】長崎市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市(旧小浜町は除く)・南島原市・長与町・時津町・小値賀町・新上五島町

（第四面）

壁を有しない部分又は床面積の 1/20 以上の常時外気に開放された開口部を有する部分を延べ面積から控除した面積

【１．非住宅部分の用途】

【２．建築物の住戸の数】

建築物全体　　戸

一戸建て住宅の場合は記載不要です

【３．建築物の床面積】

第三面の【7.工事種別】に応じた床面積を記載ください

| | （　床面積　） | （開放部分を除いた部分の床面積） | （開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積） |
|---|---|---|---|
| 【イ．新築】 | （ 135.80 ㎡） | （ 135.80 ㎡） | （　　㎡） |
| 【ロ．増築】 全体 | （　　㎡） | （　　㎡） | （　　㎡） |
| 増築部分 | （　　㎡） | （　　㎡） | （　　㎡） |
| 【ハ．改築】 全体 | （　　㎡） | （　　㎡） | （　　㎡） |
| 改築部分 | （　　㎡） | （　　㎡） | （　　㎡） |

【４．建築物のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

（ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

ＢＥＩ（　　）

（ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

☑基準省令第１条第１項第２号イ（1）の基準

標準計算

外皮平均熱貫流率　0.63　W/（㎡・K）（基準値　0.87　W/（㎡・K））

冷房期の平均日射熱取得率　1.5　（基準値　2.7　）

6 地域の基準値＝2.8

□基準省令第１条第１項第２号イ（2）の基準

仕様基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

誘導仕様基準

（　　）

□基準省令第１条第１項第２号イただし書の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

☑基準省令第１条第１項第２号ロ（1）の基準

Ｗｅｂプログラム（住宅版）による計算

基準一次エネルギー消費量　81.3　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　68.7　GJ/年

ＢＥＩ（　0.85　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ（２）の基準

仕様基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

誘導仕様基準

（　　）

【ハ．共同住宅等】

（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ（1）の基準

□基準省令第１条第１項第２号イ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ（1）の基準

基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ（２）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【ニ．複合建築物】

□基準省令第１条第１項第３号イの基準

（非住宅部分）

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

（ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

ＢＥＩ（　　）

（ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（住宅部分）

（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ（1）の基準

□基準省令第１条第１項第２号イ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ（1）の基準

基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ（２）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

□基準省令第１条第１項第３号ロの基準

（複合建築物）

（一次エネルギー消費量に関する事項）

基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

（ＢＥＩの基準値　　）

（住宅部分）

（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ（1）の基準

□基準省令第１条第１項第２号イ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【５．備考】

外皮基準・一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準に適合させる場合は、
計画書作成・省エネ適判手続きは不要です。
建築確認申請の中で省エネ基準適合を確認します。

一戸建ての場合は記載不要です。

（第五面）

［住戸に関する事項］

| |
|---|
| 【１．住戸の番号】 |
| 【２．住戸の存する階】　　階 |
| 【３．専用部分の床面積】　　㎡ |
| 【４．住戸のエネルギー消費性能】<br>（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）<br>□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準<br>外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）<br>冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）<br>□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準<br>□国土交通大臣が認める方法及びその結果<br>（　　）<br>（一次エネルギー消費量に関する事項）<br>□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準<br>基準一次エネルギー消費量　　GJ/年<br>設計一次エネルギー消費量　　GJ/年<br>ＢＥＩ（　　）<br>□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準<br>□国土交通大臣が認める方法及びその結果<br>（　　） |

（別紙）　基準省令第１条第１項第２号イ（2）の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ（2）の基準を用いる場合

仕様基準

１．住戸に係る事項

（１）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

１）屋根又は天井

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W)

２）壁

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W)

３）床

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W)

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W)

４）土間床等の外周部分の基礎壁

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W)

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W)

５）開口部

【断熱性能】熱貫流率（　　W/(㎡・K)）

【日射遮蔽性能】

□開口部の日射熱取得率（日射熱取得率　　）

□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　　）

□付属部材

□ひさし、軒等

６）構造熱橋部

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】断熱補強の範囲（　　㎜）　断熱補強の熱抵抗値（　　(㎡・K)/W)

（２）一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備（　　）
効率（　　）

【冷房】冷房設備（　　）
効率（　　）

【換気】換気設備（　　）
効率（　　）

【照明】照明設備（　　）

【給湯】給湯設備（　　）
効率（　　）

２．備考

（注意）

１．各面共通関係

① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。

② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅

(2) 共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

２．第一面関係

① 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

② 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

３．第二面関係

① 建築主が２者以上の場合は、【１．建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。

② 【１．建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第３条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

③ 【２．代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。

④ 【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

⑤ 【４．確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

４．第三面関係

① 【６．建築物の用途】及び【７．工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

② 【９．該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分をいいます（以下同じ。）。

５．第四面関係

① 【１．非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。

② 【２．建築物の住戸の数】の欄は、第三面の【６．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

③ 【３．建築物の床面積】の欄は、第三面の【７．工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「解放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、第三面の【６．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

④　【３．建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号。以下「令」という。）第３条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。

⑤　【４．建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第三面の【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)　【ハ．共同住宅等】及び【ニ．複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅（複合建築物の場合は住宅部分。以下この（3）において同じ。）全体（住宅の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分全体）での数値を記載してください。

(4)　「基準省令第１条第１項第２号イ（2）の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ（2）の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5)　「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下この（5）及び（6）において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「ＢＥＩ」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（（5）において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「$E_{ST}$＝｛（$E_{SAC}$＋$E_{SV}$＋$E_{SL}$＋$E_{SW}$＋$E_{SEV}$）×Ｂ×$E_{M}$｝×$10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST}$＝（$E_{SAC}$＋$E_{SV}$＋$E_{SL}$＋$E_{SW}$＋$E_{SEV}$+$E_{M}$）×$10^{-3}$」とします。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6)　「ＢＥＩの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑥　第四面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

６．第五面関係

①　第五面は、第三面の【６．建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。

②　住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）又は（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基

準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)　「基準省令第１条第１項第２号イ（2）の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ（2）の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4)「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④　第五面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

７．別紙関係

①　１欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。共同住宅等又は複合建築物の増築又は改築については、１欄の措置のうち、記載しないものについては削除しても構いません。

②　１欄の（１）の１）から３）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③　１欄の（１）の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④　１欄の（１）の３）及び４）における（イ）及び（ロ）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑤　１欄の（１）の５）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

⑥　１欄の（１）の５）の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち８の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦　１欄の（１）の６）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑧　１欄の（２）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨　１欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、２欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。